

道の駅かみおか再整備事業基本設計業務委託仕様書（案）

※この仕様書については技術提案書作成用である。受託候補者と仕様について協議を行い、協議が整った段階で、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 業務名

道の駅かみおか再整備事業基本設計業務委託

2 業務の目的

道の駅かみおかは、平成8年に開駅し年間約15万人に利用されている本市観光振興において重要な拠点施設である。開駅から29年が経過し、施設設備の老朽化が著しくなっている。また、売店やレストラン等の売場面積の不足、駐車可能台数が不足している状況にあり、需要に見合う施設面積及び駐車場の拡大が求められている。

国は、道の駅に求める役割を「地方創生・観光を加速する拠点」としており、市の観光重要拠点として道の駅かみおかの機能の充実・強化を図ることを目的に本業務を実施する。

3 業務履行期間

契約締結翌日から令和8年7月31日（金）までとする。

4 業務対象施設及び所在地

施設名 道の駅かみおか

所在地 大仙市北檜岡字船戸187番地

5 予算上限額

21,276,200円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額を超える金額で提案した場合は失格とする。また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

6 計画概要

別添「プロポーザル現場説明書」を確認すること。

7 委託業務の内容

本業務の内容は、本仕様書及び営繕工事設計業務委託特記仕様書のとおりとする。

8 打合せ

業務遂行にあたっては、業務着手時、中間、成果品納入時の計3回の打合わせを実施することを原則とする。ただし、業務の進行状況に応じて適宜打合わせを実施するものとする。

9 完了報告及び検査

受注者は、業務を完了したときは、履行期限までに成果物及び完了報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。修正が必要な場合は、速やかに発注者の指示のもと修正を行い、その費用は全て受注者の負担とする。

10 委託料の支払い

受注者は検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。なお、事業完了前の前金払い金の請求については契約事項に定めるとおりとする。

11 成果品に対する責任範囲

受注者は、本業務の完了後に不備等が発見された場合、速やかに成果品を修正しなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

12 著作権等

成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引渡したときに全て発注者に帰属する。受注者は発注者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

13 資料等の貸与

発注者は、受注者から業務上必要な資料等の貸与を求められた場合、これを貸与する。

受注者は、貸与された資料等の取扱い及び管理に十分注意するとともに、本業務の目的以外に使用してはならず、業務完了後は速やかに返却するものとする。

14 留意事項

- (1) 業務着手段階から、成果品が作成されるまでの工程において、市との連絡を密に行い、修正等が生じた場合はその都度協議する。
- (2) 受注者は、本業務によって知り得た事項を発注者の許可なしに第3者に漏洩してはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。
- (3) 本業務期間中に実施予定である造成設計業務の受注業者との調整に係る業務も本業務に含むものとする。
- (4) 建設予定地の用地測量、地形測量及び地質調査については、別途発注する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。